

2018年10月5日

通貨選択型特別終身保険『やさしさ、つなぐ』の生前贈与機能を強化

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(取締役社長:永井 泰浩)は、新たな機能を追加した『やさしさ、つなぐ』(通貨選択型特別終身保険)の取扱いを2018年10月8日に開始します。

「より多く、より確実に生前贈与したい」といったお客さまのお声にお応えするために、基本保険金額の全額を生前贈与できる「終身保障倍率*1 0倍」と、生存給付金(外貨建て)を円で受取る際、指定上限額を設定*2することで、受取る金額を自動調整する「繰越機能」の2つの機能を新たに追加し、これまで以上にお客さまの生前贈与ニーズに幅広くお応えします。

『やさしさ、つなぐ』は、好金利が期待できる外貨(米ドル・豪ドル)または円で運用し、簡単な方法でご家族に資産をつなぐことができる「生前贈与」と、生存給付金を自分で受取れる「自分年金」の2つから選択いただける終身保険です。2016年8月29日の発売以来、累計販売額は8,000億円*3を超え、取扱金融機関は111代理店*4となり、多くのお客さまと代理店にご愛顧いただいています。

これからも、弊社が掲げる「お客さま第一の業務運営に関する方針」に則り、お客さまの多様なニーズにきめ細かくお応えできる魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

- *1 終身保障倍率とは、基本保険金額のうち生存給付金としてお受け取りいただく額と終身保障としてのこす額の比率を表すものです。
- *2 契約通貨が外貨の場合、生存給付金を円で換算してお受け取りいただく際、生存給付金受取人がお受け取りいただく上限額をあらかじめ指定することをいいます。
- *3 2018年9月30日現在、契約成立ベース(『やさしさ、つなぐ』と商品性が同一の『幸せの贈りもの』、『贈るよろこび』、『想いの架け橋』を含む)
- *4 2018年9月30日時点での販売代理店数(『やさしさ、つなぐ』と商品性が同一の『幸せの贈りもの』、『贈るよろこび』、『想いの架け橋』販売代理店を含む)

『やさしさ、つなぐ』の新たな機能

【ポイント1】 より多く、生前贈与することができます。

- 基本保険金額の全額を生前贈与できる「終身保障倍率0倍」を追加しました。**

■ 終身保障倍率と生存給付金支払回数のお取扱いの組合せ

契約通貨		米ドル・豪ドル					円	
終身保障倍率		0倍	1倍	3倍	5倍	10倍	5倍	10倍
生存 給付金 支払回数	5回	—	—	○	—	—	—	—
	10回	○	○	○	○	—	○	—
	20回	○	○	○	○	○	○	○
	30回	—	—	—	—	—	○	○

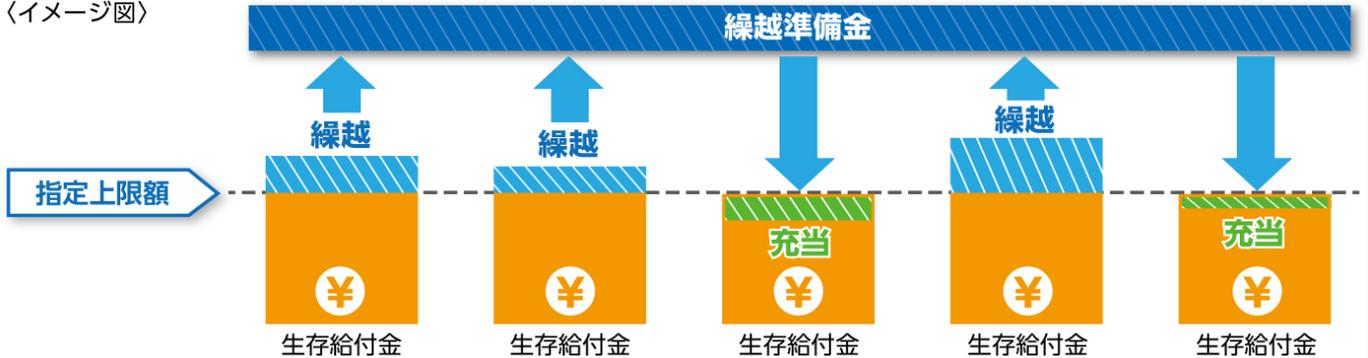
※「終身保障倍率0倍」は、契約通貨が米ドル・豪ドルの場合のお取扱いとなります。

【ポイント2】生存給付金の受取額が毎年一定となることを目標に調整します。

- 円建支払額設定特約を付加することで、外貨建ての生存給付金を毎年円で受取る場合、その受取額を調整する機能をご利用いただけます。
- 円で生前贈与したい上限額（指定上限額）を設定し、**円安時に指定上限額を上回った分を繰り越し、将来の円高時の不足分に充当する**ことで、毎年、指定上限額を生存給付金受取人にお受取りいただくことを目標とします。

■ 繰越機能のイメージ

〈イメージ図〉

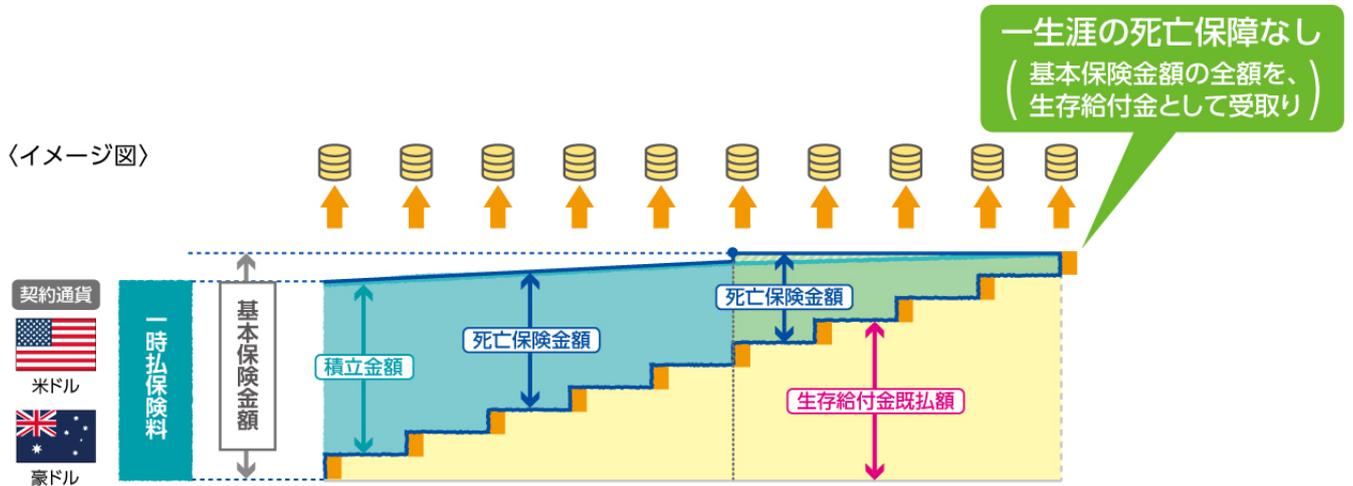


※生存給付金円支払特約を付加し、指定上限額を超えた場合、超えた金額を契約者にお受取りいただく生存給付金円建受取額指定機能もあります。

『やさしさ、つなぐ』の商品概要

商品イメージ図（終身保障倍率0倍*、生存給付金支払回数10回の場合）

〈イメージ図〉



* 契約通貨が円の場合は、終身保障倍率0倍の取扱いはありません。

※上図はイメージ図であり、将来の生存給付金額、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

当商品の詳細は、「[契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット](#)」をご覧ください。

■ 主なお取扱いについて

契約通貨		米ドル	豪ドル	円
一時払 保険料	最低保険料	5万米ドル (1米ドル単位)	5万豪ドル (1豪ドル単位)	500万円 (1万円単位)
	最高保険料	基本保険金額が契約日における円入金特約で 適用する為替レートで換算して5億円となる保険料		基本保険金額が5億円 となる保険料
契約年齢		0歳～90歳		0歳～85歳
保険料の払込方法		一時払のみ		
積立利率適用期間		契約日から20年 ※終身保障倍率0倍を選択した際、生存給付金支払回数が 10回の場合は9年、20回の場合は19年となります。		契約日から30年
保険期間	第1保険期間	契約日から5年		
	第2保険期間	契約日の5年後から積立利率適用期間満了まで		
	第3保険期間	積立利率適用期間満了後、終身 ※終身保障倍率0倍を選択した場合、第3保険期間はありません。		
クーリング・オフ		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。		
主な特約*		円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、生存給付金円支払特約、 円建支払額設定特約、終身保障不担保特約、遺族年金支払特約、指定代理請求特約		

*販売代理店によって、取扱う特約が異なります。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■ 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、生存給付金、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■ 市場リスクについて

積立利率適用期間中にこの保険を解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に、契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により増減することとなります。

■ 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■諸費用に関する事項の概要について

●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

●第1 保険期間中および第2 保険期間中にご負担いただく費用

- ・積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、以下の指標金利を、終身保障倍率と生存給付金支払回数により加重平均した利率の上下1.0%の範囲で会社が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。
※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
 - (1) 積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利
 - (2) 生存給付金支払回数×0.5年（端数年は切捨てます。）および契約通貨に応じた指標金利
 なお、この積立利率は、契約日、契約通貨、積立利率適用期間、生存給付金支払回数、終身保障倍率によって異なります。
- ・第2 保険期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別などによって異なるため、その計算方法は表示していません。

●第3 保険期間中にご負担いただく費用

第3 保険期間の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、第3 保険期間開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の予定利率等に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。
※終身保障倍率0倍については、第3 保険期間がないため、当該費用はかかりません。

●外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合のレートと保険金等を円で受取る場合または生存給付金を円で受取る場合のレートは、仲値（TTM）に対し、次のとおりとなります。

円入金特約により、保険料を円で入金する場合の 円入金特約レート(TTS)	TTM+50 銭
外貨入金特約により、保険料を契約通貨と異なる外貨で 入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨の TTM+25 銭) ÷ (払込通貨の TTM-25 銭)
円支払特約等により、保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート(TTB)	TTM-50 銭

●遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに 年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に 責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

●解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

【解約控除率】

＜契約通貨が外貨で、終身保障倍率が1倍・3倍・5倍・10倍の場合＞

契約日からの 経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	8%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	0%

＜契約通貨が外貨で、終身保障倍率が0倍の場合＞

契約日からの 経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	8%	6.4%	4.9%	3.7%	2.6%	1.7%	1%	0.5%	0.1%	0%	0%

＜契約通貨が円の場合＞

契約日からの 経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	5%	4.5%	4%	3.5%	3%	2.5%	2%	1.5%	1%	0.5%	0%